

前橋工科大学の授業料等減免対象が広がります

来年度から始まる国の修学支援新制度により、授業料等減免対象が広がります。前橋工科大学においても、減免対象を拡大し、さらなる学生の修学支援に努めます。

1 修学支援新制度の導入に伴う変更内容

これまで前橋工科大学が独自に実施していた修学支援に加え、令和2年度から国の修学支援新制度を導入し、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対して、授業料及び入学金の減免を実施します。

減免対象範囲イメージ図

令和元年度（前橋工科大学独自制度）		令和2年度から（新制度の導入）	
低所得者世帯の者への減免（学部生） ※1	拡充	修学支援新制度による減免（学部生） ※5 (市内出身者で修学支援新制度の減免対象になる者含む)	
市内出身者入学金減免 ※2	拡充		
市内出身者特待減免 ※3 (令和元年度創設 全国公立大学初)	継続	市内出身者入学金減免	市内出身者特待減免
低所得者世帯の者への減免（大学院生・留学生）※4	継続	低所得者世帯の者への減免（大学院生・留学生）	

※1・4 世帯所得が基準額以内の場合に授業料の半額を免除
生活保護世帯の場合は授業料の全額を免除

※2 市内出身者の入学金の半額を免除

※3 一定の成績条件を満たした市内出身者の授業料の半額を免除

※5 世帯所得に応じて、授業料及び入学金の全額又は2/3若しくは1/3を免除【新制度】

2 修学支援新制度の概要

令和2年4月1日に「大学等における修学の支援に関する法律」が施行になります（法成立は令和元年5月10日）。

【新制度のポイント】

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象（前橋工科大学は令和元年9月20日に確認済）
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
- 具体的な支援内容
 - ①授業料及び入学金の減免制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給(給付型奨学金の支給)の拡充
- 国は、新制度の財源として、消費税率引き上げによる財源を活用

3 支援対象となる学年等

令和2年度以降の在学生（令和元年度に高校3年生及び既入学者も含む）が支援の対象です。進学前に申請が間に合わなかった場合でも、進学後に申請を行うことができます。ただし、大学院への進学者は対象外です。

4 修学支援新制度の支援額

新制度では、同条件で①②の支援を合わせて受けることができます。

① 授業料及び入学金の減免

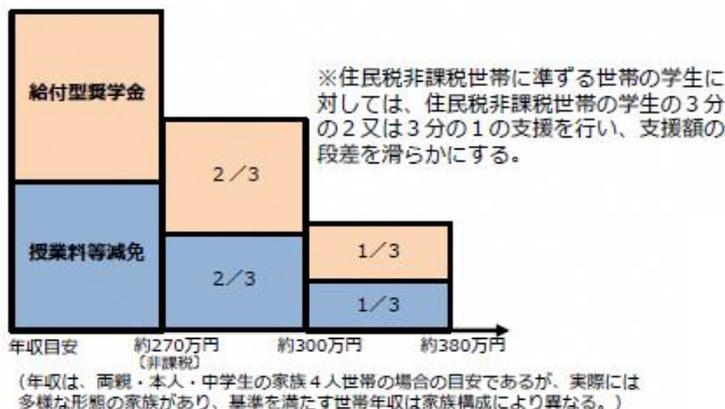
公立大学法人は設立団体である前橋市が減免費用を負担しますが、地方交付税の算定に当たり、市負担の全額を基準財政需要額に算入します。

対象学生	減免割合	授業料減免額	入学金減免額
住民税非課税世帯の学生	全額	535,800円	282,000円
住民税非課税世帯に 準ずる世帯の学生	3分の2	357,200円	188,000円
	3分の1	178,600円	94,000円

② 給付型奨学金の拡充

国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給します。

対象学生	給付割合	給付額 (自宅通学)	給付額 (自宅外通学)
住民税非課税世帯の学生	右記の額	29,200円/月 350,400円/年	66,700円/月 800,400円/年
住民税非課税世帯に 準ずる世帯の学生	3分の2	19,500円/月 233,600円/年	44,500円/月 533,600円/年
	3分の1	9,800円/月 116,800円/年	22,300円/月 266,800円/年



5 市内出身入学生の特待生制度を創設<全国の公立大学で初>

令和元年度から、市内の優秀な学生確保と本学のレベルアップを目的として、一定の成績条件を満たした前橋市内からの入学者に対して年間の授業料を半額とする特待生制度を新たに開始し、4名が該当となりました。

【法人設立団体】

担当 行政管理課行革推進室
電話 027-898-6537

【修学支援について】

担当 公立大学法人前橋工科大学事務局
電話 027-265-7351